

# 福岡県公報

平成29年1月27日  
第3862号

## 目次

### 告示 (第49号 - 第63号)

- 道路の区域の変更 (道路維持課) ..... 1
- 道路の供用の開始 (道路維持課) ..... 2
- 道路の供用の開始 (道路維持課) ..... 2
- 土砂災害警戒区域の指定 (砂防課) ..... 2
- 自衛官の募集 (市町村支援課) ..... 2
- 生活保護法に基づく医療機関の指定 (保護・援護課) ..... 3
- 生活保護法に基づく指定医療機関の廃止 (保護・援護課) ..... 4
- 生活保護法に基づく指定医療機関の所在地の変更 (保護・援護課) ..... 4
- 生活保護法に基づく施術者の指定 (保護・援護課) ..... 4
- 生活保護法に基づく指定を受けた施術者の廃止 (保護・援護課) ..... 5
- 生活保護法に基づく指定を受けた施術者の名称及び所在地の変更 (保護・援護課) ..... 5
- 都市計画事業の事業計画の変更の認可 (公園街路課) ..... 5
- 道路の供用の開始 (道路維持課) ..... 6
- 道路の区域の変更 (道路維持課) ..... 6
- 道路の区域の変更 (道路維持課) ..... 6

### 公 告

- 二級建築士の懲戒処分について (建築指導課) ..... 6
- 特定非営利活動法人設立の認証申請 (社会活動推進課) ..... 7
- 特定非営利活動法人設立の認証申請 (社会活動推進課) ..... 7
- 土地区画整理事業の換地処分の完了届出 (都市計画課) ..... 8

- 地域森林計画の公表 (農山漁村振興課) ..... 8
- 地域森林計画の変更の公表 (農山漁村振興課) ..... 8
- 意見公募手続を実施しなかった理由等の公示 (税務課) ..... 8
- 土地改良区の役員の退任 (農村森林整備課) ..... 9
- 土地改良区の清算人の退任 (農村森林整備課) ..... 9
- 土地改良事業の工事の完了 (農村森林整備課) ..... 9
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) ..... 9
- 土地区画整理事業の終了の認可 (都市計画課) ..... 10
- 特定非営利活動法人設立の認証申請 (社会活動推進課) ..... 10
- 特定非営利活動法人設立の認証申請 (社会活動推進課) ..... 10
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) ..... 11

## 告 示

### 福岡県告示第49号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年1月27日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
久留米	県道	宮 本 川 線	前	久留米市三潁町壱町原 124番6先から 久留米市三潁町福光735 番4先まで	5.0 ～ 10.0	382.4
			後	久留米市三潁町壱町原 124番6先から 久留米市三潁町福光735 番4先まで	9.6 ～ 23.5	382.4

**福岡県告示第50号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成29年1月27日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年1月27日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
久留米	竹野線 志塚島	久留米市田主丸町竹野1124番先から 久留米市田主丸町以真恵69番5先まで

**福岡県告示第51号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成29年1月27日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年1月27日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
那珂	板付牛頸線 筑紫野	春日市須玖北五丁目182番1先から 春日市須玖北五丁目184番1先まで

**福岡県告示第52号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成29年1月27日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
城ヶ崎-1	鞍手郡鞍手町中山（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
城ヶ崎-2	鞍手郡鞍手町中山（別紙図面2に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面は省略し、その図面を鞍手町役場に備え置いて縦覧に供する。

**福岡県告示第53号**

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条、第117条第1項及び第118条の規定により、平成28年度における自衛官候補生の募集期間、受験資格、試験期日、受付場所並びに試験場の位置及び名称を次のように告示する。

平成29年1月27日

福岡県知事 小川 洋

1 募集種目

自衛官候補生（男子・女子）

2 募集期間

(1) 4次自衛官候補生男子、2次自衛官候補生女子（陸上自衛隊のみ）

平成29年3・4月入隊	平成29年1月24日（火）から 平成29年2月8日（水）まで
-------------	-----------------------------------

(2) 5次自衛官候補生男子、3次自衛官候補生女子（陸上自衛隊のみ）

平成29年3・4月入隊	平成29年2月12日（日）から 平成29年2月28日（火）まで
-------------	------------------------------------

※ 2次自衛官候補生女子（陸上自衛隊のみ）で採用予定数を採用した場合、3次自衛官候補生女子（陸上自衛隊のみ）は実施しない場合があります。

3 受験資格

- (1) 採用予定月の1日現在、18歳以上27歳未満の者で日本国籍を有する者
- (2) 詳細は、募集要項による。

4 試験期日

(1) 4次自衛官候補生男子、2次自衛官候補生女子（陸上自衛隊のみ）

平成29年2月11日（土）

(2) 5次自衛官候補生男子、3次自衛官候補生女子（陸上自衛隊のみ）

平成29年3月5日（日）

## 5 受付場所

受付場所	名称
福岡市博多区竹丘町1-12 (電話 092-584-1881~3)	自衛隊福岡地方協力本部
北九州市小倉南区北方5-1-1 (小倉駐屯地隣接) (電話 093-963-7728 又は 093-963-3590)	自衛隊福岡地方協力本部 北九州出張所
築上郡築上町大字西八田番地不詳 (築城基地内) (電話 0930-56-1150) 交換呼出	自衛隊福岡地方協力本部 築城地域事務所
遠賀郡芦屋町大字芦屋1455-1 (芦屋基地内) (電話 093-223-0981) 交換呼出	自衛隊福岡地方協力本部 芦屋地域事務所
飯塚市川津639-1 (電話 0948-22-4847)	自衛隊福岡地方協力本部 飯塚地域事務所
春日市大和町5-12 (福岡駐屯地内) (電話 092-591-7450)	自衛隊福岡地方協力本部 春日分駐所
福岡市博多区博多駅南2-1-5 博多サンシティビル2F (電話 092-414-5100)	自衛隊福岡地方協力本部 福岡地域事務所 (博多)
福岡市東区和白丘2-2-63 (電話 092-607-4826)	自衛隊福岡地方協力本部 福岡募集案内所 (和白)
福岡市西区姪の浜5-4-20 パールマンション1F (電話 092-891-7941)	自衛隊福岡地方協力本部 福岡西募集案内所 (姪浜)
久留米市山川追分1-8-19 エスポワール豊福2番館1F (電話 0942-23-7055)	自衛隊福岡地方協力本部 久留米地域事務所
大牟田市宝坂町1-2-9 (電話 0944-52-3810)	自衛隊福岡地方協力本部 大牟田地域事務所
小郡市小郡2277 (小郡駐屯地内) (電話 0942-72-3161) 交換呼出	自衛隊福岡地方協力本部 小郡分駐所

八女市本村字杉町662-5 (電話 0943-24-5192)	自衛隊福岡地方協力本部 八女地域事務所
柳川市三橋町下百町6-7 (電話 0944-72-7794)	自衛隊福岡地方協力本部 柳川地域事務所

## 6 試験場の位置及び名称

(1) 4次自衛官候補生男子、2次自衛官候補生女子（陸上自衛隊のみ）試験場

月日(曜日)	試験場	位置	名称
2月11日(土)	北九州	北九州市小倉南区北方5-1-1	陸上自衛隊小倉駐屯地
2月11日(土)	福岡	春日市大和町5-12	陸上自衛隊福岡駐屯地

(2) 5次自衛官候補生男子、3次自衛官候補生女子（陸上自衛隊のみ）試験場

月日(曜日)	試験場	位置	名称
3月5日(日)	北九州	北九州市小倉南区北方5-1-1	陸上自衛隊小倉駐屯地
3月5日(日)	福岡	春日市大和町5-12	陸上自衛隊福岡駐屯地

## 福岡県告示第54号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、医療機関の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成29年1月27日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名称	所在地	指定年月日
福津生58	医療法人松岡内科医院	福津市宮司六丁目4番1号	H 28・12・1
粕生薬170	アニモ調剤薬局	糟屋郡新宮町下府一丁目4-24	H 28・11・1

柳生薬53	ワタナベ薬局 やまと店	柳川市大和町中島 494 - 1	H 28・12・1
直生薬98	たもん薬局	直方市津田町 11 - 21	H 28・12・1
宗遠生薬8	あいあい薬局	遠賀郡遠賀町大字木守 1185 番地	H 29・1・1
宰生訪9	訪問看護ステーション ユーフィット大宰府	太宰府市通古賀五丁目1番1号	H 28・12・1
小生訪5	ひばり訪問看護ステーション	小郡市小郡 504 - 38	H 28・11・1
柳生訪8	訪問看護ステーション Cuore	柳川市三橋町蒲船津 371 - 5	H 28・12・1

**福岡県告示第55号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成29年1月27日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	廃止年月日
福津生48	福岡内科医院	福津市宮司六丁目4番1号	H 28・11・30
宰生93	如月クリニック	太宰府市国分一丁目13番11号	H 28・11・30
大生422	メンタルクリニック 滴水苑	大牟田市今山 3444	H 28・11・10
田地生129	中岡内科クリニック	田川郡川崎町大字川崎 459	H 28・11・30
田生菌89	なつよし歯科医院	田川市大字夏吉 1205 - 11	H 28・11・30

大生薬190	ミネラル薬局	大牟田市旭町一丁目2-1	H 28・11・30
直生薬97	たもん薬局	直方市津田町 11 - 21	H 28・11・30

**福岡県告示第56号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成29年1月27日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	旧所在地	新所在地	変更年月日
像生訪6	アップルハート訪問看護ステーション宗像	宗像市赤間駅前一丁目9-16 ビスマラール 301号	宗像市栄町1-12	H 28・11・13

**福岡県告示第57号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、施術者の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成29年1月27日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名称	所在地	指定年月日
筑紫生柔75	田中 真道（やまむら整骨院プラススポーツ）	筑紫野市紫一丁目13-1 ファミール二日市1F	H 29・1・1
八女生はき8	石松 潤（八女治療院）	八女市平田192-4	H 28・12・1

## 福岡県告示第58号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた施術者から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成29年1月27日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
大生マ20	吉田 隆二（九州療養サポートセンター大牟田営業所）	大牟田市大字宮崎11-2-402号	H 28・11・30
筑紫生柔61	鮎川 雄太（やまむら整骨院プラススポーツ）	筑紫野市紫一丁目13-1 ファミール二日市1階	H 29・1・1
田川生柔19	四ヶ所 将（白川鍼灸整骨院）	田川郡福智町赤池521番地33	H 27・8・31
像生はき10	本田 千佳（神湊鍼灸院）	宗像市神湊904	H 28・9・30

## 福岡県告示第59号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた施術

者から名称及び所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成29年1月27日

福岡県知事 小川 洋

## 1 氏名（名称）の変更

指定番号	旧名称	新名称	所在地	変更年月日
田川生マ20	白川 勝毅（白川鍼灸整骨院）	白川 勝毅（合同会社 FUJI 白川鍼灸整骨院）	田川郡福智町赤池521番地33	H 28・6・1
田川生マ21	白川 富士男（白川鍼灸整骨院）	白川 富士男（合同会社 FUJI 白川鍼灸整骨院）	田川郡福智町赤池521番地33	H 28・6・1
田川生柔18	白川 富士男（白川鍼灸整骨院）	白川 富士男（合同会社 FUJI 白川鍼灸整骨院）	田川郡福智町赤池521番地33	H 28・6・1
田川生はき5	白川 勝毅（白川鍼灸整骨院）	白川 勝毅（合同会社 FUJI 白川鍼灸整骨院）	田川郡福智町赤池521番地33	H 28・6・1
田川生はき13	白川 富士男（白川鍼灸整骨院）	白川 富士男（合同会社 FUJI 白川鍼灸整骨院）	田川郡福智町赤池521番地33	H 28・6・1

## 2 住所（所在地）の変更

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
遠生柔7	永田整骨院	遠賀郡遠賀町大字今古賀26-3	遠賀郡遠賀町大字今古賀454-1	H 28・12・9

## 福岡県告示第60号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成26年1月10日福岡県告示第4号福岡都市計画道路事業3・4・57号屋形原須玖線の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成29年1月27日

福岡県知事 小川 洋

1 事業施行期間

平成20年1月23日から平成33年3月31日まで

2 事業地

(1) 収用の部分

平成26年1月10日福岡県告示第4号の事業地に同じ

(2) 使用の部分

平成26年1月10日福岡県告示第4号の事業地に同じ

福岡県告示第61号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成29年1月27日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年1月27日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
福岡	猪野線 篠栗	糟屋郡久山町大字久原1938番3先から 糟屋郡久山町大字久原1903番3先まで

福岡県告示第62号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年1月27日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)

久留米	県道	湯ノ原 合川線	前	久留米市高良内町1389番先から 久留米市高良内町1331番7先まで	5.1 ～ 6.5	206.4
			後	久留米市高良内町1389番先から 久留米市高良内町1331番7先まで	5.1 ～ 35.2	

福岡県告示第63号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年1月27日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
京 築	一般 国道	496号	前	京都郡みやこ町犀川上伊良原458番1先から 京都郡みやこ町犀川上伊良原768番2先まで	3.4 ～ 14.4	500.0
			後	京都郡みやこ町犀川上伊良原458番1先から 京都郡みやこ町犀川上伊良原768番2先まで	10.6 ～ 26.0	

公 告

公告

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第1項の規定に基づき、建築士の免許を取り消したので、同条第5項の規定により公告する。

平成29年1月27日

福岡県知事 小川 洋

## 1 処分をした年月日

平成29年1月13日

## 2 処分を受けた建築士の氏名、その者の二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号

化 名	二級建築士 又は木造建築士の別	登 録 番 号
内山 秀紀	二級建築士	福岡県知事登録 第13987号

## 3 処分の内容

二級建築士免許の取消し

## 4 処分の原因となった事実

有限会社ヒカリ設計一級建築士事務所（福岡県知事登録第1-10362号）の開設者であった当該建築士は、同事務所の登録期間が平成22年1月29日で満了しているにもかかわらず、更新の登録を受けずに、他人の求めに応じ報酬を得て13件の建築確認申請の代理、設計及び工事監理業務を行った。また、株式会社ファイブ一級建築士事務所（福岡県知事登録第1-61143号）の管理建築士であった当該建築士は、平成28年8月に福岡県が、同事務所に対し立入検査を行った際に虚偽の報告を行った。これらのことは、建築士法第10条第1項第1号に該当する。

当該建築士は、福岡県及び長崎県内の6件の建築物について、福岡県内の3件の建築物の新築工事の業務に関し、建築確認申請の代理者として、虚偽の確認済証又は中間検査合格証をそれぞれ作成し、これらを対外的に行使した。また、福岡県及び長崎県内の別の3件の建築物の新築工事の業務に関し、建築確認申請の代理者として、確認済証の交付を受けずに工事が行われることをそれぞれ容認した。これらのことは、同法第10条第1項第2号に該当する。

**公告**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成29年1月27日

福岡県知事 小 川 洋

## 1 申請のあった年月日

平成28年12月22日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人

## (1) 名称

特定非営利活動法人まごの手会

## (2) 代表者の氏名

藤崎 信義

## (3) 主たる事務所の所在地

北九州市八幡西区八枝三丁目11番22-302

## (4) 定款に記載された目的

この法人は、地域で暮らす高齢者に対して、安心して人生の終末期を送れるよう支援する事業を行ない、希望あふれる高齢化社会の実現に寄与することを目的とする。

**公告**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成29年1月27日

福岡県知事 小 川 洋

## 1 申請のあった年月日

平成28年12月27日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人

## (1) 名称

特定非営利法人津屋崎千軒を未来につなぐ会

## (2) 代表者の氏名

山脇 清

(3) 主たる事務所の所在地  
福津市津屋崎四丁目15番17号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、津屋崎千軒およびその周辺の地域の歴史的資源等に対して、津屋崎千軒の町並みをはじめとする津屋崎の地域的資産、産業的資産等の調査及び歴史の継承・保全活用等に関する事業を行い、歴史的資源を生かした持続可能なまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

**公告**

北九州都市計画事業城野駅北土地区画整理事業の施行者である独立行政法人都市再生機構九州支社から、換地処分を完了した旨の届出が平成28年12月27日付けであったので、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定により公告する。

平成29年1月27日

福岡県知事 小川 洋

**公告**

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定に基づき、平成28年12月27日付けで地域森林計画を立てたので、同法第6条第7項の規定により次のとおり公表する。

平成29年1月27日

福岡県知事 小川 洋

1 森林計画区の名称

遠賀川森林計画区（北九州市、直方市、飯塚市、田川市、行橋市、豊前市、中間市、宮若市、嘉麻市、遠賀郡、鞍手郡、嘉穂郡、田川郡、京都郡及び築上郡の各一円）

2 縦覧場所

福岡県農林水産部農山漁村振興課、福岡県八幡農林事務所、福岡県飯塚農林事務所及び福岡県行橋農林事務所

3 縦覧期間

平成29年1月27日から

4 森林法第6条第2項の規定により申立てがあった意見の要旨及び当該意見の処理結

果

意見なし

**公告**

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定に基づき、平成28年12月27日付けで地域森林計画を変更したので、同法第6条第7項の規定により次のとおり公表する。

平成29年1月27日

福岡県知事 小川 洋

1 森林計画区の名称

(1) 筑後・矢部川森林計画区（大牟田市、久留米市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、小郡市、うきは市、朝倉市、みやま市、朝倉郡、三井郡、三潞郡及び八女郡の各一円）

(2) 福岡森林計画区（福岡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、古賀市、福津市、糸島市、筑紫郡及び糟屋郡の各一円）

2 縦覧場所

(1) 筑後・矢部川地域森林計画の変更計画

福岡県農林水産部農山漁村振興課、福岡県朝倉農林事務所及び福岡県筑後農林事務所

(2) 福岡地域森林計画の変更計画

福岡県農林水産部農山漁村振興課及び福岡県福岡農林事務所

3 縦覧期間

平成29年1月27日から

4 森林法第6条第2項の規定により申立てがあった意見の要旨及び当該意見の処理結果

意見なし

**公告**

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県税条例施行規則（昭和30年福岡県規則第18号



)の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ (<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>)  
に掲載するほか、福岡県総務部税務課に備え置きます。

平成29年1月27日

福岡県知事 小川 洋

1 意見を募集しなかった理由

地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）の制定等に伴い、当然必要とされる規定の整理を行ったものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 規則の公布日

平成29年1月27日

公告

小郡土地改良区から役員の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成29年1月27日

福岡県知事 小川 洋

退任理事

氏名	住所
藤井 親光	小郡市下岩田1103番地2
白木 多利	小郡市横隈1727番地2

公告

解散した清算法人今福土地改良区から清算人の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成29年1月27日

福岡県知事 小川 洋

氏名	住所
----	----

松延 武良	八女市今福1169番地3
松延 久利	八女市今福1184番地1
松延 金	八女市今福1190番地6
松延 外喜	八女市今福1143番地1
松延 利博	八女市今福1226番地
松延 良博	八女市今福1445番地2

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定に基づき、土地改良事業を行う者から土地改良事業の工事の完了に係る届出があったので、同条第2項の規定により次のように公告する。

平成29年1月27日

福岡県知事 小川 洋

土地改良事業の事業主体名	土地改良事業の名称	施行認可年月日	工事完了年月日
田川市大字伊田法月地区土地改良事業共同施行	区画整理事業	平成元年9月21日	平成28年2月29日

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成29年1月27日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

田川郡川崎町大字田原字前原1082番1から1082番4まで、1083番、1085番8、1085番12から1085番14まで、1095番1から1095番3まで、1096番1、1096番2、1096番4から1096番7まで、1097番1から1097番3まで及び1098番1から1098番3まで

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

東京都荒川区西日暮里二丁目27番5号

株式会社ダイナム

代表取締役 森 治彦

---

### 公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第13条第1項の規定に基づき、粕屋町花ヶ浦一丁目土地区画整理事業の終了を認可したので、同条第4項の規定において準用する同法第9条第3項の規定により次のように公告する。

平成29年1月27日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 施行者の名称  
九州セキスイハイム不動産株式会社
- 2 事業の施行期間  
平成23年12月19日から平成29年3月31日まで
- 3 施行地区  
糟屋郡粕屋町花ヶ浦一丁目の一部
- 4 事業の名称  
粕屋町花ヶ浦一丁目土地区画整理事業
- 5 施行認可の年月日  
平成23年12月8日
- 6 事業の終了認可の年月日  
平成29年1月17日

### 公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成29年1月27日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 申請のあった年月日  
平成28年12月27日

### 2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称  
NPO法人アジア障がい者スポーツ生活支援機構
- (2) 代表者の氏名  
税田 康文
- (3) 主たる事務所の所在地  
飯塚市菰田西三丁目14番43号
- (4) 定款に記載された目的  
この法人は、国内外の身体障がい者に対して、障がい者スポーツ及び生活支援に関する事業を行い、障がい者及びその家族の東京パラリンピック競技大会をはじめとする障がい者スポーツへの参加及び障がい者の自立した生活の実現に寄与することを目的とする。

### 公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成29年1月27日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 申請のあった年月日  
平成28年12月20日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
  - (1) 名称  
特定非営利活動法人梅たちばな英友会
  - (2) 代表者の氏名  
金子 俊久
  - (3) 主たる事務所の所在地  
みやま市瀬高町下庄2196番地
  - (4) 定款に記載された目的

この法人は、みやま市、柳川市並びに太宰府市を中心に広く一般市民に対して、誰でも参加しやすい英語教室等による英語の普及・研修事業を行うとともに、外国人に対する通訳、日本語教育の支援を行い、公の事業と協働しつつ、世界に開かれたインターナショナルな地域づくりと公益の増進に寄与することを目的とする。

### 公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成29年1月27日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
福津市若木台五丁目70番2及び70番6から70番28まで
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
愛知県名古屋市東区泉一丁目23番22号  
トヨタホーム株式会社  
代表取締役 山科 忠